

職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職 員 中央区 係員 (20 代)

2 処分の内容 懲戒免職

3 処分事由

当該職員は、令和元年7月19日(金)午前1時33分頃及び8月2日(金)午前1時44分頃に、自宅アパート前の路上において、自身の下半身を露出したとして、公然わいせつ罪の疑いで9月18日(水)に逮捕されたもの。

なお、10月3日(木)に起訴され、10月16日(水)に罰金10万円の略式命令を受けている。

4 管理監督者の処分

(1) 処分の内訳

課長級職員：嚴重注意

係長級職員：嚴重注意

(2) 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

【問い合わせ先】

人事課長 八尋, 人事第2係長 小野

電話：711-4121 (内線1351)